

議案第66号

港区職員の給与に関する条例の一部改正について

1 目的

災害時に他自治体等から派遣された職員に支給する災害派遣手当について、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に係る規定を整備するため、港区職員の給与に関する条例の一部を改正します。

なお、法改正に伴い感染症の発生及びまん延の防止に関する施策の総合調整等に関する機能が強化され、地方公共団体による職員派遣の要請等については、国の新型インフルエンザ等対策本部が設置された時から行えるよう時期が拡大しました。

2 改正内容

災害派遣手当のうち、新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条に定められていた「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」について、同法第26条の8に新たに定められた「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に名称を変更します。

3 施行期日

公布の日

港区職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(給料)</p> <p>第二条 給料は、港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第二条、第三条第一項及び第二項並びに第五条に規定する正規の勤務時間（第十五条第三項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(給料)</p> <p>第二条 給料は、港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第二条、第三条第一項及び第二項並びに第五条に規定する正規の勤務時間（第十五条第三項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中略)</p>

(災害派遣手当)

第二十二条の二 次の各号に掲げる職員（以下「派遣職員」という。）には、当該各号に定める災害派遣手当を支給する。

- 一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十一条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため自己の住所又は居所を離れて港区に派遣された職員 同法第三十二条第一項に規定する災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十四条（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十六条の八において準用する場合にあつては特定新型インフルエンザ等対策派遣手当）

二 (略)

2・3 (略)

(後略)

付則

この条例は、公布の日から施行する。

(災害派遣手当)

第二十二条の二 次の各号に掲げる職員（以下「派遣職員」という。）には、当該各号に定める災害派遣手当を支給する。

- 一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十一条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため自己の住所又は居所を離れて港区に派遣された職員 同法第三十二条第一項に規定する災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十四条（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条において準用する場合にあつては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当）

二 (略)

2・3 (略)

(後略)